請願・陳情の提出について

平成28年3月定例会での請願 陳情は、開会日から6日前の2月 19日(金)午後5時までに提出さ れたものが対象となります。

なお、提出の際は、事前に議会 事務局(☎82-9652)までご連 絡ください。

可を受け大量(するよう市長に要請することを求 を発生させているので撤去勧告を 平27陳情第18号▼環境都市常任系 が大量の堆肥を保管 フロミービが大量の堆肥を保管 フロミービの大量の堆肥を保管 フロミービ (株)

信行為、 を求める陳情 為を調査し市長に懲戒処分の要請 平27陳情第17号▼総務常任委員会 不作為の 行為、 市職 員による背 隠ぺ Ŋ

行

査となった陳情

車燃料費力で、一人人物を拡充した。さらに、一人人物を拡充した。さらに、一人人のでは、平成24年度に、週3回以いては、平成24年度に、週3回以

要であることか 算措置をしてほ を拡充するよう、 **▼委員会での主な意見** 文教福祉常任委員会 利用券および自動車安であることから、 付託委員会 L 平成28年度 軍燃

▼願 意 13 福祉タクシー 料費の助成 及の予

て、予算の拡充を含めた検討が必移動困難者に対する施策につい▼賛成討論 ある。 要であることから、 採択すべきで 必

構築するなどの検討 地域全体でネットワークを が必要である 持る

底を図り、社会福祉協議会なごとし、最大限に活用するよう周知徹 含め、 ため、現状の通院支援体制を維による協力体制も整備されてい

動困難者に対する通院支援につい

げる障がい児者・ぎ半27陳情第16号 w

・透析者を含む移平成28年度にお

移動

困

援拡

充を求

め

3

情

は

採

択

議場を見学しませんか?

市議会では、多くの市民に議会への関心を深めていただくた め、議場の見学を実施しています。

「議会ってどんな仕事をしているの?」、「議場ってどうなって いるの?」といった疑問にお答えします。議会を開催している日を 除いて、見学の申し込みを受け付けています(会議などの開催状 況で、希望に沿えない場合もあります)。

見学を希望する方は本庁舎4階議会事務局(☎82-9652)にお 問い合わせください。

平27陳情第15号 ける重度障害者 ·文教福祉常任委員会 つい ての 医 平成 28 療費助 年度に 成制度継

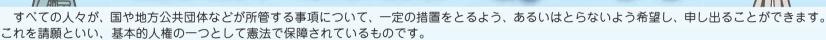
未了となった





本会 議 会 ▼議決結果

不不



陳情は、法律上保障されているものではありませんが、議長などの判断により、請願と同様の処理をするものです。

この請願・陳情について、質疑形式でその概要をご紹介します。

問 提出する場合の書式は決まっていますか

- 書式は特に決まっていませんが、必要な記載事項などは以下のとおりです。
 - ①日本語で記載する。
 - ②請願(陳情)の趣旨・理由を簡潔明瞭にまとめて記載する。
 - ③ 提出年月日、請願(陳情)者の住所および氏名(団体の場合は、その名称および代表者の氏名)を 記載する。
 - ④ 必ず押印をする。
 - ※請願(陳情)事項が多岐にわたる場合は、内容ごとに区分し個別の請願(陳情)として提出してく ださい。
 - ※ホームページに参考書式を掲載していますのでご覧ください。

請願と陳情の提出要件の 違いは何ですか

「請願(せいがん)」は、紹介議員が1人 以上必要です。

「陳情(ちんじょう)」は、紹介議員を必 要としません。個人や地域の団体名で提出 することができます。

なお、請願と陳情では取り扱いが異なる 場合もありますので、事前に議会事務局に お問い合わせください。

問 提出した後の流れはどうなっているのでしょうか

- 基本的な流れは以下のとおりです。
 - ①請願(陳情)書を議長に提出する。 (議会事務局へ提出)
 - ② 本会議で所管の委員会に付託する。
 - ③ 所管の委員会で慎重に審査・採決する。
 - ④ 本会議で審議・採決する。
 - ※所管の委員会で審査した後、本会議において、委員長からの報告 を基に、質疑、討論を行い、結論を出します。

提出後のお願い・・・

請願(陳情)の審査に当たり、提出いただいた請願(陳情)書を基に 請願(陳情)文書表を作成し、審査を行っています。

請願(陳情)の趣旨を変えることなく、内容を簡潔かつ明瞭なものと しています。

請願(陳情)文書表を作成後、内容の確認をお願いするため、提出時 に電話番号など連絡先をお聞きしています。ご協力をお願いします。

請願(陳情)事項の補足説明もできます

請願(陳情)の審査の際、請願(陳情)の趣旨に係る細かい説明や、 趣旨に込めた思いを述べていただくこともできます。時間は10分程度 となります。

補足説明をご希望の方は、提出時に議会事務局職員にお申し出くださ い。ただし、審査の状況によりご希望に添えない場合もありますのでご 承知おきください。

提出場所や期限は決まっていますか 問

市役所本庁舎4階の議会事務局まで持参してください。(陳情の場合、郵 送による提出をされた場合は、内容の審議をせず、議員への配付のみとなり ます。)

請願(陳情)は、3月、6月、9月、12月定例会で審査しますが、提出 の時期により審査時期が異なります。

- ①定例会の6日前まで(その日が閉庁日の場合はその前の開庁日)に提出 されたものは、その定例会で審査します。
- ②定例会最終日の3日前までに提出されたものは、その定例会最終日に議 題とし、閉会中(次の定例会開催日まで)の継続審査とします。

結果はどういうものがありますか

- 🎦 ○採択・・・願意が妥当で、実現性もあるなどの理由から、内容を肯定す る議会の意思決定のこと。
 - ○趣旨採択・・・願意は理解できるが実現性に乏しいときなど、採択には 至らないものの、趣旨には賛同できること。
 - ※採択または趣旨採択した請願(陳情)は、市長や教育委員会宛てに送付し、 その実現に努力するよう要望します。また、必要があれば意見書として、 その結果を国(国会・関係行政庁)、県知事などに送ります。
 - ○不採択・・・実現性に乏しい、願意に沿い難いなどの理由から、採択に 賛成する議員が出席議員の過半数に達しないこと。
 - ○継続審査・・・付託委員会の審査が会期中に終了しない請願(陳情)な どについて、委員会の申し出に基づいて、議会の議決により閉会中も審 査を継続すること。
 - ○審査未了・・・請願(陳情)が審査期間中に議決に至らず、継続審査に もならないこと。
 - ※請願(陳情)者には審査結果をお知らせします。また、ホームページで も審査結果や提出した意見書をご覧いただけます。